

檜葉町国土強靱化地域計画

令和3年3月
檜 葉 町

【目次】

第1章 はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	地域防災計画との違い	2
4	計画期間	2

第2章 基本的な考え方

1	基本目標	3
2	事前に備えるべき目標	3
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	4

第3章 地域特性

1	檜葉町の地域特性	5
2	被害の想定となる過去の主な自然災害	8

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1	脆弱性評価	10
2	強靱化の推進方針の策定	14
3	SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)	
	との協調	17

第5章 計画の推進

1	推進体制	19
2	進捗管理及び見直し	19

資料編

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、上下水道施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、町内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした町外への人口流出や様々な産業に風評を発生させるなど、町の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、国は、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模な自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定した。そして、平成 26 年 6 月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みを整備した。また、福島県は、平成 30 年 1 月に「福島県国土強靱化地域計画」（以下、県地域計画という。）を策定した。

本町においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「**檜葉町国土強靱化地域計画**」（以下「**本計画**」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「**檜葉町町勢振興計画**」や「**檜葉町地域防災計画**」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において、本町における各種計画等の指針となるものである。

また、基本法第 14 条の規定に基づき、国の基本計画と調和を保つとともに、本計画より先行して策定された県地域計画との調和を図る。

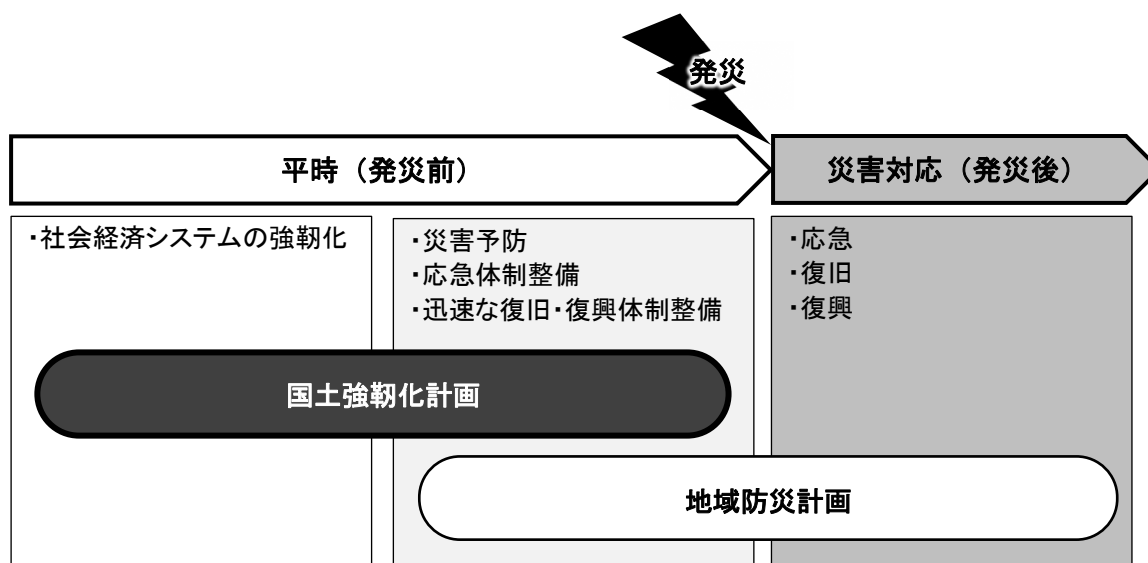


3 地域防災計画との違い

本町はこれまでも「檜葉町地域防災計画」に基づき、防災・減災に取り組んできている。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっている。これに対して国土強靱化地域計画は、平時からのハードとソフトの取組を幅広く位置付けた、強くしなやかなまちづくりの方向性を示す計画となっている。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めている。



4 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度の概ね5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、本町における国土強靱化を推進する上での基本目標として、いかなる災害が発生しても、安全・安心な地域、経済社会の速やかな構築が図られるよう、次の4項目を基本目標として定める。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えておくべき目標として、次の8項目を設定する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境等を確実に確保する。
- 3 最小限必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 最小限必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない対策を構築する
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。
- SDGs（エスディーズ ※17ページ参照）とも協調し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組む。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、県、本町、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 原子力災害による避難地域等の復興・再生を中心として、医療、福祉、教育の確保、福島イノベーション・コースト構想による新産業や雇用の創出、事業や営農の再開支援、風評払拭・風化防止等に取り組み、本町の復興を加速させていく。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に努める。

第3章 地域特性

1 檜葉町の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本町は、福島県の東部浜通りに位置し、双葉郡のやや南部にある。東は太平洋に面し、西は阿武隈山系萩塚山（海拔 733.1m）を境に双葉郡川内村、いわき市小川町と接し、北は富岡町、南は広野町に隣接している。

町域は、東西 15 km、南北 11 km、総面積 103.64 km²で、約 80%が山林・原野となっている。

また、阿武隈山地の東裾野にあるなだらかな丘陵性の地形となっており、町の中を木戸川、井出川が東西に流れ太平洋に注いでいる。町の西側には、大峰山（標高 705m）、油煙山（標高 620m）があり、美しい景観を形成している。大滝根山を源とする木戸川（流域 35km）は、木戸川溪谷を形成するとともに、発電、かんがい用水として活用されている。海岸部には、軟質な地質から侵食を受けるため、山田浜、井出浜、波倉浜に海岸堤防を設置しているほか、海岸防災林が東日本大震災後に整備された。

本町の位置する阿武隈山地周辺の地層は、中生代白亜紀の花崗岩からなっている。また、浜通り周辺は、双葉断層に沿って中世代の相馬中村層群が分布しており、砂岩、泥岩（粘板岩）、石灰岩などの堆積岩からなっている。太平洋沿岸の丘陵及び低地には新第三紀や第四紀の地層が広く分布している。

本町の気候は、東日本型海洋性気候であり、比較的寒暖の差が少なく、積雪は年 1～2 回程度、降雨量も平年値が 1,500mm～1,600mm と少ない。

本町に関係する断層としては、双葉断層があり、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、本町、広野町を南北にのびている。この断層は、南相馬市原町区以北の 10 数 km 間では活断層、原町区以南についても活断層と推定されている。

この活断層の平均活動間隔は約 8,000 年～12,000 年であり、最新の活動時期が約 2,400 年前以後であることから、次の地震が迫っている可能性は低いと考えられている。また、原町区以南の活断層と推定されるものについては、将来活動するおそれがなく、起震断層として考慮する必要がないと判断されている。

(2) 人口

本町町民の避難状況は次の通りである。

町民の避難状況(令和3年1月31日現在)

【住民基本台帳人口】

世帯数	男	女	人口(外国人含む)
3,009 世帯	3,441 人	3,320 人	6,761 人

【町内居住者】

世帯数	人数
2,056 世帯	4,038 人

【町内居住率】

世帯数	人数
68.33%	59.72%

※町内居住率は、当月末の住民基本台帳人口に対する町内居住者数の割合

(3) 土地利用

本町においては、全面積 103.45 ㎥のうち森林が8割近くを占め、宅地はわずか3%前後である。東日本大震災以前には、浄光西、赤粉、後沢、松ノ口、中満などで一体的な住宅整備が進められ、良好な住環境となっていたものの、中満では東日本大震災によって宅地被害が生じた。また、木戸駅、竜田駅周辺に広がる既存の住宅地では、商店、工場などが混在し、狭あい道路、見通し不良な箇所が多数あるため、これらの解消が課題となっている。

(4) 交通基盤

本町では、鉄道は、JR常磐線が運行しており、町内に「竜田駅」、「木戸駅」、「J ヴィレッジ駅」の3箇所の駅がある。

道路は、南北に縦貫する常磐自動車道と一般国道6号が広域交通の軸となっており、主要地方道いわき浪江線、一般県道小埜上郡山線、一般県道木戸停車場線、一般県道下川内竜田停車場線の幹線道路及び町道により形成されている。

また、東日本大震災以前より、国道を除く道路の舗装率、改良率が充分ではなく、これらの整備が課題となっている。

(5) 原子力災害による影響

東日本大震災に伴い、東京電力㈱福島第一原子力発電所の冷却系統に障害が発生し、原子炉内の炉心溶融、水素爆発等により大量の放射性物質が放出され、大規模自然災害と原子力災害が重なる未曾有の複合災害となった。本町全域が避難指示区域に設定され、約 8,000 人以上の全町民が町外への避難を余儀なくされた。

また、農産物や農地、水産物等が汚染され、出荷や生産停止などの被害が発生したほか、風評によりあらゆる産業が大きな打撃を受ける事態となった。

平成 27 年 9 月の避難指示区域の解除により、役場機能や商業施設、医療機関などの整備が進み、町外への避難者数は徐々に減少傾向にある。しかしながら、いまだ 2,723 人の住民が避難生活を続けており（令和 3 年 1 月 31 日現在）、さらなる帰還促進に向けて、住まいの確保をはじめ、医療・保健福祉サービスの提供体制や教育環境の整備、雇用の創出、産業・生業の再生、風評の払拭、防犯・防災対策、地域コミュニティの維持・再生など、取り組むべき多くの課題を抱えているほか、原子力発電施設周辺における災害の発生に備えた対策も求められている状況にある。

【県内で発生した原子力関連施設事故】

発生年月日	場所	被害場所・被害内容等
平成元年 1 月 6 日	福島県檜葉町	東京電力(株)福島第 2 原発 3 号機で再循環ポンプ破損事故が発生した。
平成 23 年 3 月 11 日	福島県大熊町・双葉町	東京電力(株)福島第一原子力発電所において、東北地方太平洋沖地震（最大震度 7）の発生に伴い、非常用炉心冷却装置による注水が不能になるなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。また、原子炉建屋の水素爆発、火災、汚染水の滞留や放射性物質が外部に放出されるなどの事態となった。
	福島県檜葉町・富岡町	東京電力(株)福島第二原子力発電所において、東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、圧力抑制機能が喪失するなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。

2 被害の想定となる過去の主な自然災害

(1) 地震・津波災害

本県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の地震により、本町をはじめ浜通り及び中通りを中心に県内 11 市町村で震度 6 強が観測された。相馬港では 9.3m 以上の大津波が観測されるなど、浜通り沿岸全域が津波に襲われ、多数の死者・行方不明者を出すなど、甚大な被害が発生した。

【東日本大震災の規模、県内の被害の概要】

発生日時	平成23年 3 月11日 14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ24km）
規模	モーメントマグニチュード9.0
県内の観測震度	震度 6 強 白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、 大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町
津波規模	計測値：相馬港9.3m以上※、小名浜港333cm ※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある
人的被害	死者 151 人、行方不明 2 人、重傷 2 人、軽傷 3 人。 住家全壊 147。火災 3 件。 ※被害は総務省消防庁「東日本大震災第 160 報 R2. 3. 10」より

※令和 2 年 3 月 10 日 現在

(2) 風水害・土砂災害

近年、日本各地で短時間型の集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）による水害が頻発している。災害発生要因には、温暖化や都市化など様々な要因があるが、激しい雨が突然、狭い範囲で短い時間に降ることが多く、予測が難しいとされている。令和元年10月12日から13日にかけて、大型で非常に強い勢力であった台風第19号（令和元年東日本台風）により、本町においても、初めてとなる大雨特別警報が発表され、2日間の総雨量が279mmに達するなど、暴風を伴う記録的な大雨となった。

【過去に本町で発生した主な風水害・土砂災害】

災害名・発生年月	被害の概要
昭和61年8月豪雨（台風10号）	大雨により、前原地区をはじめ町内全域で床上浸水1戸、床下浸水12戸の被害が発生した。
平成元年8月豪雨（台風13号）	大雨により木戸川が氾濫し、上小埜字袖山川原地内で住家兼用店舗1棟が半壊、物置2棟が流失、床下浸水8戸等の被害が発生した。
平成3年9月豪雨（台風18号）	大雨により前原、大谷地区等で、床上1戸、床下6戸の浸水被害が発生した。
平成5年11月豪雨	豪雨により前原地区をはじめ町内全域にわたり床上5戸、床下46戸の浸水被害が発生した。
平成14年10月豪雨（台風21号）	台風21号により負傷者1名、一部損壊8棟の被害が発生した。
令和元年10月東日本台風(台風19号)	大雨により女平地区で、床下1戸の浸水被害が発生、町内5箇所でがけ崩れが発生した。

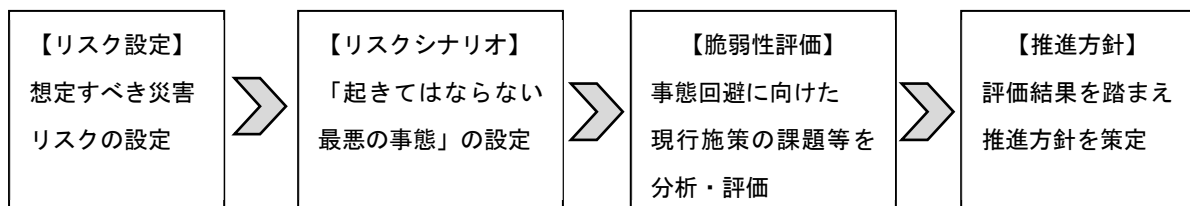
第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価を行うものである。そして、本町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために、必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。

【脆弱性評価を通じた推進方針検討の流れ】



(ア) 本計画の対象とする災害リスク

過去の町内で発生した自然災害による被害状況に鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後、甚大な被害をもたらす可能性が考えられる次の自然災害を、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

地震、津波、風水害、土砂災害

(イ)「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、本町の地域特性や、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される28の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		リスクシナリオ 起きてはならない最悪の事態 (28項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境等を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	最小限必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (28項目)	
4	最小限必要不可欠な情報 通信機能・情報サービスは 確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥 らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
		5-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給 関連施設、交通ネットワ ーク等の被害を最小限に 留めるとともに、早期に 復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次 災害を発生させない対策 を構築する	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前 より強靱な姿で復興でき る条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業者・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(ウ) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、可能な限り具体的な数値指標の設定に努めた。

2 強靱化の推進方針の策定

この脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」(プログラム)ごとに策定した。

なお、本計画で設定した 28 の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであるが、プログラム単位での重点事業を設定し、特に重要な強靱化施策を明確にし、推進を図るものとする。

表 プログラム一覧 (1/2)

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (28項目)		重点	施策番号	施策
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	重点	1-1-1	住宅・建築物の耐震化等
					1-1-2	町有施設（庁舎等）の耐震化等
					1-1-3	教育施設の耐震化等
					1-1-4	病院施設・社会福祉施設の耐震化等
					1-1-5	都市公園施設の減災対策等
				重点	1-1-6	橋梁施設の耐震対策等
					1-1-7	無電柱化の推進
					1-1-8	交通安全施設の維持管理
					1-1-9	空き家対策の推進
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生		1-2-1	海岸保全施設の整備等
					1-2-2	防災緑地・海岸防災林の整備
					1-2-3	河川管理施設の整備等
					1-2-4	津波被災地域における住民の防災集団移転の促進
				重点	1-2-5	津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		1-3-1	ダム管理設備の機能確保
					1-3-2	湛水防除施設の整備等
				重点	1-3-3	洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援
				重点	1-3-4	水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態	重点	1-4-1	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
				重点	1-4-2	地すべり防止施設の整備等
					1-4-3	治山施設の整備等
					1-4-4	砂防関係施設の維持管理
				重点	1-4-5	水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築
						1-3-4 再掲
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境等を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		2-1-1	応急給水体制の整備
					2-1-2	上水道施設の防災・減災対策
				重点	2-1-3	物資供給体制の充実・強化
				重点	2-1-4	非常用物資の備蓄
					2-1-5	大規模災害等における広域応援体制の充実・強化
					2-1-6	緊急輸送道路の防災・減災対策
					2-1-7	迂回路となり得る農道・林道の整備
				重点	2-1-8	「道の駅」防災拠点化の推進
				重点	2-1-9	自助・共助の取組促進
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生		2-2-1	消防防災ヘリの円滑な運行確保
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		2-3-1	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化
				重点	2-3-2	消防団の充実・強化
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	重点	2-4-1	緊急車両等に供給する燃料の確保
					2-4-2	DMA Tによる災害医療体制の充実
					2-4-3	DPA Tによる精神保健活動支援体制の充実
					2-4-4	ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化
					2-4-5	広域運送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備
					2-4-6	災害医療コーディネート体制の整備
					2-4-7	災害時医療薬品等の備蓄・供給体制の維持
					2-4-8	災害時医療、福祉人材の確保
					2-4-9	医療機関における情報通信手段の確保
					2-4-10	福祉避難所の充実・確保
					2-4-11	浜通り地方における医療提供体制の再構築
					2-4-12	浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	重点	2-5-1	感染症予防措置の推進
					2-5-2	下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進
					2-5-3	下水道施設の維持管理
				重点	2-5-4	単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進
					2-5-5	家畜伝染病対策の充実・強化
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	重点	2-6-1	感染症予防措置の推進
					2-6-2	避難所環境の充実
3	最小限必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	重点	3-1-1	業務継続に必要な体制の整備
				重点	3-1-2	受援体制の整備
					3-1-3	防災拠点施設の機能確保
					3-1-4	電力関係事業者との連携強化

表 プログラム一覧 (2/2)

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (28項目)	重点	施策番号	施策
4	最小限必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	重点	4-1-1	情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化
				4-1-2	情報通信設備の耐災害性の強化
				4-1-3	多様な通信手段の確保
		4-2	重点	4-2-1	住民等への情報伝達体制の強化
				4-2-2	放送事業者との連携強化
		4-3	重点	4-3-1	避難行動要支援者対策の推進
				4-3-2	道路情報提供装置等の整備
			重点	4-3-3	在留外国人に対する多言語による情報提供
				4-3-4	自主防災組織等の強化
				4-3-5	東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進
				4-3-6	学校における災害対応行動マニュアルの作成支援
			重点	4-3-7	震災教訓の伝承・風化防止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1		5-1-1	企業の事業継続計画（BCP）策定の促進
		5-2	重点	5-2-1	食料生産基盤の整備
			重点	5-2-2	農業水利施設の適正な安全管理
		5-3		5-3-1	渇水時における情報共有体制の確保
				5-3-2	工業用水の渇水対策
				5-3-3	農業用水の渇水対策
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	重点	6-1-1	要請に基づく避難所等へのLPガス供給
				6-1-2	再生可能エネルギーの導入拡大
		6-2		6-2-1	工業用水道施設の整備等
				6-2-2	工業用水道の応急復旧体制の整備
		6-3	重点	6-3-1	地域公共交通の確保
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない対策を構築する	7-1		7-1-1	ダム管理設備の機能確保
			重点	7-1-2	農業水利施設の適正な安全管理
		7-2		7-2-1	原子力発電所の安全監視
				7-2-2	原子力防災体制の充実・強化
			重点	7-2-3	原子力災害時避難対策の推進
				7-2-4	広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施
				7-2-5	関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化
				7-2-6	放射線モニタリング体制の充実・強化
				7-2-7	原子力災害医療体制の充実・強化
				7-2-8	放射線性物質に汚染された廃棄物の適正処理
				7-2-9	中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保
				7-2-10	除染廃棄物仮置き場の原状復旧
				7-2-11	放射線等に関する正しい知識の普及啓発
				7-2-12	様々な教育分野と関連した放射線教育の推進
		7-3	重点	7-3-1	災害に強い森林の整備
			重点	7-3-2	鳥獣被害防止対策の充実・強化
				7-3-3	農業・林業の担い手確保・育成
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	重点	8-1-1	災害廃棄物処理計画の策定・推進
				8-1-2	災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化
		8-2	重点	8-2-1	復旧・復興を担う人材の育成
				8-2-2	災害時応援協定締結者との連携強化
				8-2-3	災害・復興ボランティア関係団体との連携強化
		8-3	重点	8-3-1	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4		8-4-1	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5		8-5-1	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業者・倒産等による地域経済等への甚大な影響

3 SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) との協調

本計画の施策プログラムの実施にあたっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標である SDGs (エスディーズ) とも協調し、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むものとする。



表 事前に備えるべき目標（８項目）に関連するSDGsの対応表

事前に備えるべき目標（８項目）	
1	直接死を最大限防ぐ
【関連するSDGs】	     
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境等を確実に確保する
【関連するSDGs】	     
3	最小限必要不可欠な行政機能は確保する
【関連するSDGs】	  
4	最小限必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
【関連するSDGs】	   
5	経済活動を機能不全に陥らせない
【関連するSDGs】	    
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
【関連するSDGs】	    
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない対策を構築する
【関連するSDGs】	      
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
【関連するSDGs】	   

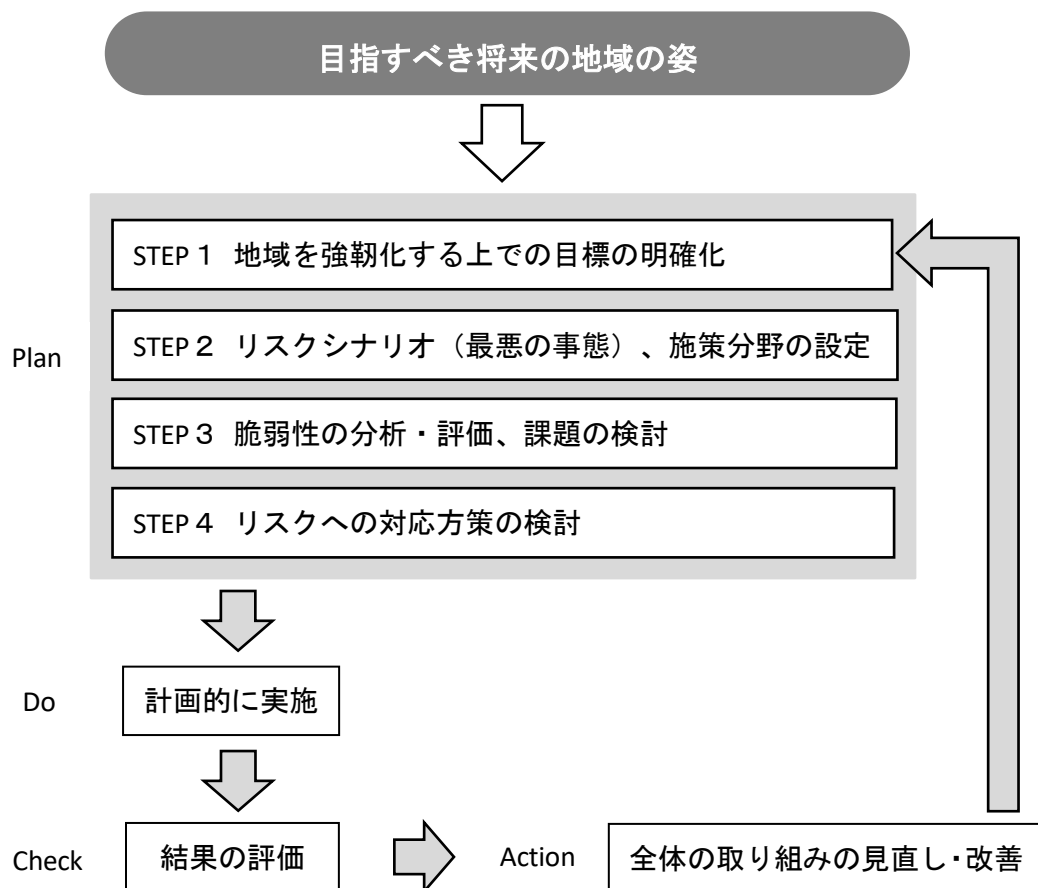
第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、檜葉町国土強靱化地域計画推進連絡会議を中心とする部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを実施するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな町づくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



檜 葉 町 国 土 強 靱 化 地 域 計 画

(令和3年3月)

檜葉町くらし安全対策課

〒 979-0696 双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地の 6

電 話 : 0240-23-6109

F A X : 0240-25-1100